

リーダーシップの育成をねらった生徒の管理・指導

〈生徒指導の再編成を中心として〉

生徒部・学事部

要 旨

生徒指導の卒直な話し合いの結果から、生徒の管理・指導の基本的考え方の要領をまとめ、それにもとづき、日常直面する問題の解決をめぐって、リーダーシップのあり方を追求。

目 次

I. 研究の動機

- (1) 本校創立20周年の歩みをふまえて
- (2) 教官の大幅な異動により
- (3) 学級増の完成により

II. 研究のねらいと方針

- (1) 自主的活動を促進するために
- (2) 生徒指導の再編成をはかる
- (3) 日常直面する問題の実践的研究をするために

III. 実践の経過

A. 生徒指導の再編成

- (1) 新しい指導組織をめぐって
 1. 学校の運営組織
 2. 生徒部・学事部
 3. 両部の運営の調整
- (2) 生徒指導のあり方をめぐって
 1. 暴論から正論へ
 2. 躰と指導
 - ア 躰について

イ 自主性について

ウ 勉強について

3. 自主性ときびしさ

ア どういう問題が起っているか

イ その原因と対策をどうするか

ウ 何をどうしたらよいか

エ 具体化すべきことはなにか

4. 生徒の管理・指導の資料集の作成

B. 生徒指導の実践例

(1) リーダーシップのつまづき

1. 委員長の無軌道ぶり

2. 生徒協議会の低調

(2) リーダーシップのエネルギー

1. 小文化祭

2. 対金沢戦

(3) リーダーシップの行き過ぎ

1. 修学旅行委員会

2. 高一学級編制についての掲示

IV. 考察と今後の課題

(1) 集団指導におけるきびきびさと自主性

(2) リーダーシップのあり方

(むすび)

・本校における生徒の管理・指導

——その基本的考え方についての資料——

I 研究の動機

(1) 本校創立20周年の歩みを

ふまえて

本校の創立時代(昭和25年)は、旧制高校的リベラルな風気があった。学校の名古屋移転(芳野町校舎)を境(昭和30年頃)として、いろいろ事情もあって変質し、昭和25年頃から「根本の自由」と「枝葉の自由」論が起った。現在地の東山の大学キャンパスに移転して、懸案の移転問題が終了した。それから、「零からの出発」を合言葉にスタートした。昨年、創立20周年

を迎え、いよいよ腰を落ちつけて、生徒指導に取り組みねばならない段階にきた。

(2) 教官の大幅な異動により

永年本校は人事面で定着気味であったのが、創立以来大幅な人事異動により7人の教官の転出入があった。7人という人数は、本校教官数の $\frac{1}{4}$ に当る。この異動によって生徒指導上にも新しい体制の必要が生じて来た。

(3) 学級増の完成により

従来、2学級制であったのが、昨年度、3学級制を

完了した。そのために、量的にも、質的にも生徒指導の対応のあり方を考える必要が出ていた。

Ⅱ 研究のねらいと方針

(1) 自主的活動を促進するために

生徒のリーダーシップの育成をはかりたい。

(2) 生徒指導の再編成をはかるために

その基本的な考え方をまとめた。

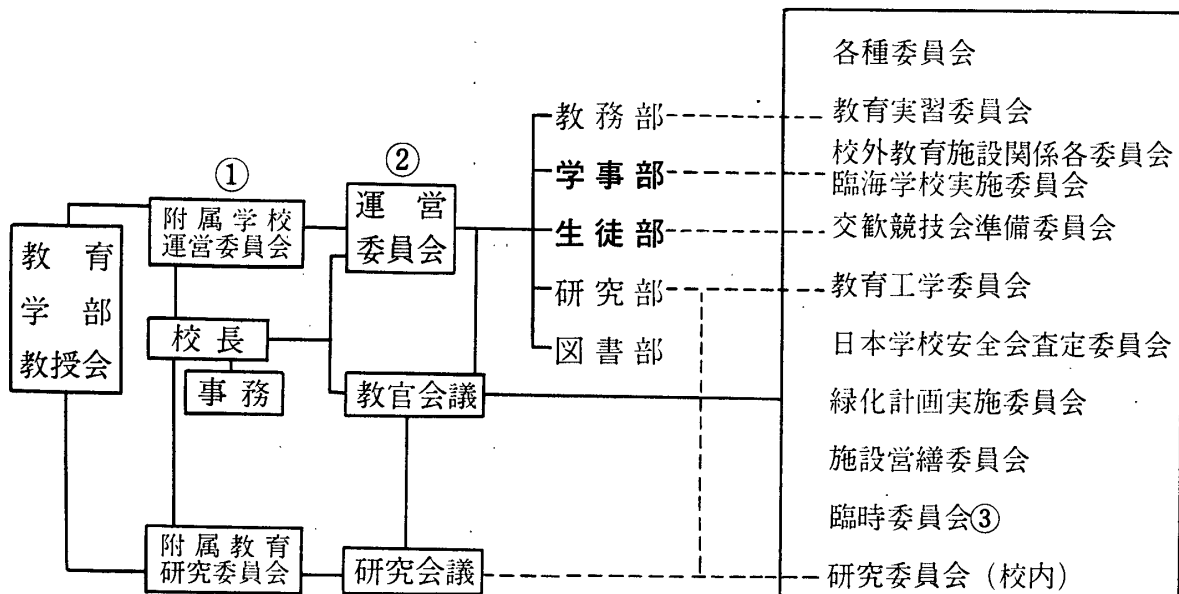
(3) 日常直面する問題の実践的研究をするために

Ⅲ 実践の経過

A. 生徒指導の再編成

(1) 新しい指導組織をめぐって

1. 学校運営組織



備考 ① 附属学校運営委員会は教育学部側から学部長，教官3名，附属学校側から校長，教官2名の計7名によって組織され，附属学校運営上の重要事項を審議する。

② 運営委員会は，学校運営，庶務，会計，学校行事，渉外，PTA関係のことにあたる。

③ 臨時委員会は，必要に応じて教科書採択委員会，行事検討委員会，修学旅行委員会などを設ける。

2. 生徒部・学事部

学校運営組織において、従来の指導を二分して、生徒部・学事部と今年より実施した。理由としては旧指導部の人員が他部に比べて多く、会合など連絡上困難だったとのことその他に、厚生、営繕などの部門を重視したい意向から、旧指導部の管理的な仕事を集めて学事部とし、生徒会を中心とする生徒部を設けた。

3. 両部の運営の調整

生徒指導上での、生徒部と学事部の有機的関係を保

つためにディーンとして運営委員の一人が当ることになった。しかし、生徒指導上どちらともきめ難い問題が出て、その調整で、どう生徒指導に対処したらよいのか4月当初では戸惑った。例えば、学校行事は学事部が担当することになっているが、春の遠足はクラスの親睦を主とするため、生徒部で扱い、秋の遠足は学事が扱うこととした。このように両部の調整がつかまで細部ではまだ多少とも混乱があるかも知れない。けれども、両部成立の趣旨を生かし、これらの機能を生かす方向に努力しようと確認した。

(2) 生徒指導のあり方をめぐって

1. 〱暴論から正論へ〱

生徒部・学事部のあり方をめぐっての合同会議（5月30日）において、生徒指導のあり方を論じあった。その根本論において、「生徒指導上、躰も大切だが、本校の生徒は真剣に勉強する気迫がない。これなくして何の生徒指導か。」との卒直の意見によって、赤裸々の意見が続出した。

この赤裸々な意見のことを〱暴論〱と称している。その暴論の中に組み入れてよい内容もあるという意味でいろいろ討議の上〱正論〱として生かすべきを生かそうという意味である。その続出した〱暴論〱のうち、主なものは次のようである。「授業のしかたが、親切すぎないか。一見不親切そうで、実はかえって親切なことが多い。」「授業こそ生徒との勝負の場である。」「修学旅行にはムダと遊びが多いではないか。」「学校行事はもっと、整理すべきではないか。」「集団指導について、下士官的いびりは無意味ではないか。」「担任が伝達事項をいちいち伝えるようになってきているが、ことがらによっては掲示黒板を利用できないか。」「夏休みに行事が多く、研修時間が少なくなっていないか。」「合宿はしなくてもよいようにできないか。」など、中には本校としてある意味では画期的な発言も出て来たのである。なお、この会議は深更まで続き、今後はさらにホームルーム担任も加えて、この話し合いを発展させようということになった。

2. 躰 と 指 導

ホームルーム担任を加えた、生徒部・学事部の会合もたれた。（5月9日）前回の趣旨にのっとり、さらに具体的に生徒指導のあり方をめぐって話し合いは高められた。

ア、躰 について

「中学生の前で高校生を叱るのはどうか。」「規律を守らせるのに、教師側が楽しんで叱る傾向はないか。」「小さなことでも、しっかり徹底させるべきではないか。」「担任以外の先生の言うことを聞かない生徒もいる。」「校外での挨拶がわるい。」「下校時刻を守らず、教室の電燈はつけっぱなし、窓も開けっぱなしである。」「紙くずが落ちていても、片付けようとしな。また、紙くずを所かまわず平気ですてる。」「無帽登校のくせに、教室内では帽子をとらない。」「掃除の不徹底、掃除のあとを乱す。」「落し物が多い、記名がない、とりに来ない。」「廊下を走る者が多い。」など、躰面でわるい点か、全く多いことがあげられた。

イ、自主性について

「幼稚な面が多い。」「ホームルームLTに遊びの計画が多い。」「生徒の方から、教師に働きかけてくる意欲がない。」「自主性とは、自分勝手にすることだと誤解している。」「何でも先生から押しつけられるという感じをもっている者がある。」「エネルギーはあるが、使うべき方向がはっきりせず、戸惑っている感じ。」「どういう人間をつくるか、教師の基本的見解の統一が必要ではないか。」などの発言があった。

ウ、勉強について

「教科書や用具を忘れるものが多い。」「宿題、予習、復習をやっていない。」「授業を受ける態度が真剣でない。」「勉強のやり方が悪い。個人に合った指導が必要でないか。」「受験勉強だけが勉強だと思っている。」「自分で勉強しないで、塾や家庭教師に頼ろうとする者が多い。」「教科指導にもっときびしさが必要ではないか。」「その他の問題としては、「中・高併設が問題を生む原因の一つになっていないか。」「雑務が多すぎて、生徒の把握、指導が十分できない。」

以上のように、具体的な問題まで、洗いざらいした議論で白熱した。

3. 自主性ときびしさ

生徒指導のあり方をめぐっての波紋をいよいよ研究会にまで拡げて行った。（5月27日）討議方法をバズ形式とし、四つのバズグループに分けた。中学担任グループ、高校担任グループ、新任者グループそれに運営委員、部長グループで、各グループ共7～8人で、全員が何等かの意見を述べあった。バズのまとめは全体会議で報告し、次のようにまとめられた。

ア、どういう問題が起っているか

生徒部、学事部および学級担任の会で報告をもとにした。

イ、その原因と対策をどうするか

それは、本校へ進学する以前の原因と以後の原因とがある。とくに後者では、本校での指導方針の不明確さによって、「指導体制に混乱が起きていないか。」これには担任が、しっかりやらないという意見と、担任グループからは担任の指導性を発揮できない事情もあったことが指摘された。

ウ、何をどうしたらよいか

「指導体制の方向を確立すること。」「同一学年間ではできるだけ同一步調の必要の担任会又は学年会議の必要。」「集団指導でやることと、個人指導でやることを区別する必要のあること。」「担任が生徒指導の第一線であること。」「見解を統一し、教官の個性は重んじるが、当りまえのことはきびしく、かつ、し

「しっかり指導する。」「指導カードをつける準備が必要。」「担任はホームルームのST,LTに必ず行くようにする。」などが話し合われた。

エ、具体化すべきことはないか

- ① 指導体制の確立，明確化
- ② 指導方針の明確化
- ③ 担任および各教官の役割，分担の明確化
- ④ 担任を中心とした全教官の協力，生徒に当然守らせること（躰）は強力に指導する。
- ⑤ 生徒の組織（生徒会，HR，室長会議など）の中でとりあげた方がよい問題は，できるだけまかせ

4. 生徒の管理・指導の資料の作成

以上の会合の結果をもとにまとめられたのが本資料である。これは生徒指導上の具体的指針であり，その運用は今後にある。その指針の主なる骨子は次のようである。

- ① 指導の方針を「自己に対するきびしさ」の育成としたこと。
- ② 躰として，当然守らなければならないことは徹底して指導する。
- ③ 本校独自の生活規則を集約，明確化した。
- ④ 指導によって守らせることを明確化した。
- ⑤ ホームルームの管理指導について明示した。
- ⑥ 生徒の提出すべき届を集約した。
- ⑦ 指導と管理の主体を明確にしたこと。
- ⑧ 生徒心得の服装規定の解説を加え，指導を簡易化した。
- ⑨ 校内売店の利用法を明示した。

B. 生徒指導の実践例

(1) リーダーシップのつまづき

1. 委員長の無軌道ぶり

本校の生徒風紀の取締りを行う〇〇委員長のAが，無免許運転で家庭裁判所出頭によって，事件が発覚した。全生徒へ与えた影響は大きかった。また，〇〇委員長であるBが，認証状を校長よりもらった日，認証状で紙飛行機を折り，飛ばしていたところを見付けられた事件があった。さらにまた，高二のあるホームルーム室長であるCは，数学の授業時間中に話しをしており，再三注意されたにも拘らず，話しを止めなかった。ついに「以後授業を受けさせない。」といわれ，そのまま授業を欠課していた。

このように4月，5月とわれわれが生徒指導についての論議中，次々と無軌道ぶりをしかも，リーダーシップを持つべき者が重ねて来た。一時は，「生徒指導

は高二よりくずれるのではないか。」とさえ言われた。これに対して，高2の担任で相談し，生徒の個人面接を行い，問題生徒ばかりでなく，高二全体の問題として個人指導をした。一方学年保護者会には，保護者相互のバズ法による話し合い（この時胸に生徒名の名札を付け，ホームルーム男女別のグループに分かれた）をした。その結果，「自主性をもたせる指導をしてほしい。」「のんびりムードを脱皮するような指導をしてほしい。」「進路の指導を家庭ではどうしたらよいか。」などの質問に答える形式で，現在高2の置かれている現状を説明し，指導上の協力をお願いした。さらに，保護者との個別懇談を早め6月下旬の一学期末以前に行った。7月下旬に保護者役員の申し出もあり，夏休みに対する保護者のあり方をめぐり学年保護者会を開いた。

以上のように，高2の不行状事件を氷山の一角と見なし，いろいろの角度から意志の疎通をはかった。

2. 生徒協議会の低調

生徒の重要な意志決定機関である生徒協議会が全く低調である。各ホームルームから代表4名が選出され生徒協議会を構成する。定数不足で流会の連続である。やっと，議事が成立，開会しても，無責任な反対のための反対である。生徒会顧問として，事前のPRとくに事前に各ホームルームでの真剣な話し合いが必要なこと，ホームルーム代表で専門委員会の作成，および議事進行規則を作るよう再三指導して来た。やっと議事規則作成くらいで，相変わらず低迷を続けた。

(2) リーダーシップのエネルギー

1. 小文化祭

前期執行部の目標の一として，新企画の小文化祭を考えていたようである。先ず，執行部でだいたいの構想を固め，この構想を持って，直接担当の文化委員会に働きかけた。文化委員会の開かれるたびに，執行部から出かけて説明をし，協力を要請した。この計画は4月当初からあった。着実に，しかも早め早めに手を打った。そして，文化委員会に協力し，生徒の最大関心事をテーマとして設定した。テーマは「対金沢戦をいかに進めるべきか。」「文化系クラブのあり方」「選挙制度について」の3テーマにした。時間は午後を2日間にわたった。前日にはパネルディカッション，翌日は9分科会にして，前日のパネル討議から方向付けをした。進行は前日を文化委員会で，翌日を執行部で分担した。各分科会共議論百出の盛会であったのは，テーマと司会者の人選にあったと思う。

2. 対金沢戦の準備と進行

(金沢大学附属高校 定期交換競技会)
(名古屋大学附属高校)

ことしは金沢まで遠征した。スコアは5対5の引き分けとなったが、この行事の進行途上において、前回の小文化祭と共に生徒とくにリーダーシップのエネルギーを感じとった。生徒会執行部は、運動クラブ員が多く、準備の方には専らYさんがやってくれた。選手名簿の作成から、遠征のしおり作製まで大変地味な仕事をよくやってくれた。本大会の本校としての結団式、解団式はじめ、選手団輸送の指揮をしてくれたM君とI君。とくに、帰路は夜行列車であり、全員疲れていたが、両君は夜中車内を巡視して、気持の悪くなった友人のために菓子を届けるなどしてくれた。そのために無事早朝、名古屋駅頭に降り立った。

(3) リーダーシップの行き過ぎ

1. 生徒の修学旅行委員会

リーダーとしては熱心に努力したが、その方向、そのやり方方において、やや行き過ぎたのではなから

うかと考えられる例は次の二つである。

学校行事が多すぎる批判から、高三で実施していた山陽山陰地方の旅行を廃止して、好評だった高2の大和古跡研究旅行を拡大して行うことになった。決定がやや遅れ、実施の10月まで約4カ月間しかなかったことで、無理を生じた。そのため、学校行事全般の再検討によって修学旅行等の統廃合を行った趣旨を、朝礼時に校長より訓話するなど、生徒への発表には注意をした。けれども生徒委員との間に納得が得られず、コース決定から難航した。8月の夏休み中に教官側委員が実地踏査に出かけ、9月始めその結果を知らせたが、ささいなことで折り合いがつかず、最終決定が意外に手間どってしまった。

2. 高一学級編制についての掲示

渡り廊下の壁面を利用して、ホームルームごとに掲示活動をし、創作意欲を刺激する教育効果をねらった試みをさせている。この掲示が、今年度高一でとった新しい学級編制について無許可の掲示を行おうとした。

Ⅳ 考察と今後の課題

(1) 集団指導における、きびしさと自主性

1. きびしさは目標達成の機能

きびしさを生徒指導の中心としてとりあげたことは集団指導において、生徒ひとりひとりが自主性を身につけるために大切なことであると思う。

2. 親しみは目標維持の機能

親しみのある許容的雰囲気も同時に配慮する必要がある。山荘での生活、修学旅行の学校行事等はこの機会となった。

3. 自主性にもとづいた理解

きびしさが、単なる厳格さを意味するものではない。生徒の内なる心の高まりと自覚にもとづく理解から出発するものでなければならない。そのために、生徒がひとりひとり、集団における自己のきびしさを、自分で考え、自分で行動する過程こそ大切にしたい。例えば、校内美化の問題を生徒会でとりあげようとしているが、単なる美化＝清掃ではなくて、多方面からこの問題にとり組んでゆく過程で、きびしさの必要、あり方などを考えさせたい。

4. 自主性における相互作用

生徒ひとりひとりが、きびしさを自分の問題として考え、それぞれの創造力を結集する。このために、教師と生徒あるいは、生徒と生徒の相互作用によって自主性を高めるようにしたい。これには、話し合いの機会を持って相互に刺激し合うようにしたい。

5. 教科面でのきびしさ

教科以外の生活面では、生徒の自主的活動を通じて、きびしさと親しさとの調和をはかる。教科面では、教師の直接指導によってきびしく指導する。生徒の自主的態度の育成の目標こそ同じであるが、方法において異なってくる。生徒指導は教科指導のための地ならしともなる。なお、本校では、本年の研究目標に教科研究に重点をおくことにした。

6. ホームルーム担任は 生徒指導の第一線

ホームルーム担任は集団活動の軸であり、指導の主体である。とって担任のみの指導ではなく全教官の共通の理解と、協力のもとにキメこまかい指導が必要である。そのためには、有機的な担任の相互連絡が考

えられるが、生徒ひとりひとりを大切に考える考え方が基調となる。

(2) リーダーシップのあり方

1. リーダーの役割りを固定しない

青年期とくに高校時代に、リーダーとしての経験をできるだけ多くの生徒に、得させておくことは意義があると思う。生徒会の役員だけがリーダーではなく、もっと小集団でも、リーダーとして立派に果たそうにしたい。よきフォロアシップはよきリーダーシップから生れるように、それでリーダーの選出において、できるだけ固定化を避けたい。

2. リーダーのあり方を指導

自主的行動において、リーダーがその方法において困ることが多い。例えば、集会においての号令をかけること一つをとっても、号令をかける位置、号令のかけ方、声量、タイミングなど訓練を要することが多い。小グループの司会についても、ある程度の心得が必要である。そのために、山荘など使って、リーダー講習会などで事前指導することも、検討を要することであろう。

3. 大集団では綿密な事前計画

生徒集会、生徒協議会などの進行がよくない。さわがしい集会であったり、流会続きの議会など、綿密な事前計画が必要である。そのためには、事前の話し合いを十分し、この場合でも、生徒ひとりひとりが、自分で考え、集団の活動に参加しようとする意欲を盛りあげるよう、指導することがよいように思う。その意味で綿密な計画をした小文化祭は議論白熱し成功したと思う。

4. 適格性を欠くリーダーの指導

リーダー選挙のあり方に問題がある場合が多い。しかし、選挙の結果を尊重し、積極的な機会として利用して、指導することが大切と考えられる。遅刻の多い生徒が、遅刻を取締る役員に選出されたことがあった。その時、その生徒をめぐって曲折はあったものの、結果的には、よい体験をしたことを告白していたように。

(むすび)

集団の中で自己に対するきびしさを自主的に身につけさせる。そのために、ホームルーム担任が中心となって、生徒をひとりひとり大切に指導する。よき教科指導は、よき生徒指導の上に立てられるもので、両者は密接不離の関係にある。(加藤 貞夫)

(付)昭和43.10.26 第10回全国国立大学附属学校連盟高等学校部会教育研究大会(於 京都教育大学附属高校)で研究発表したものである。

(参考文献)

・名古屋大学教育学部附属中学校・高等学校
創立20年誌1967

・文部省 集団場面における生徒指導1968

〈生徒指導資料 第4集〉

生徒の管理・指導に関する本校の昭和40年度以降の高校附連発表は次のようである。本研究もこれをふまえてのものである。

・発展的目標をもった生徒の管理・指導

(昭40) 本校紀要11集 P26~54

・発展的目標をもった生徒の管理指導

(昭41) 本校紀要12集 P53~91

・内面化をねらった生徒の管理・指導

(昭42) 本校紀要13集 P15~20

本校における生徒の管理・指導

昭和43.6

その基本的考え方についての資料

1. 生徒指導について基本的な考え方
2. 生徒指導の方針
3. 躰
4. 規則
5. 個人指導
6. HRの管理・指導
7. 生徒管理としての届
8. 指導と管理の主体の明確化
9. 生徒心得と解説
10. 服装規則と解説
11. 校内売店の利用規程と管理・指導
12. 学習指導要領 特活編
学級活動(中学) 略
ホームルーム(高校)

1. 生徒指導についての基本的な考え方

本校生徒の欠点は自分のことがきちんとできない、まわりのことも誰かがやってくれるだろうという消極的な面が強い。そこでこれを何とかしなければということとその原因について考えてみた。勿論現在の社会環境、家庭教育にも問題はあろうが、本校の生徒指導をこの面からみると従来のあり方が幾分過保護的になっているのではないかと、すなわち生徒数が少なく生徒一人一人によく目のとどくことがかえって生徒に手をかけすぎる結果になっていたのではないかとという反省ができる。

そこで生徒指導の方針を「自己に対する厳しさ」と「集団の中での自己形成」というところにおいた。そのために管理の目標も「自主的な活動の育成と他人の尊重」という点にしばった。

この目的を達成するために学級担任を中心として全教官が一致した方針のもとに生徒指導をすすめてゆく具体的な指導の手がかりとしてこのような資料を作成した。

この資料は次の三点が中心となっている。

1. 指導項目を学校生活の中で無条件に要求する「躰」、本校という生活環境の中にいるかぎり守るという考え方の上にたった本校独自の生活ルールとしての「規則」、時と場合、対象と方法等に或程度幅の考えられる「指導」の三つに段階づけた。
2. 指導の中心は学級担任にあることを再認識し、今年度あたり発足した生徒部と学事部の仕事についても生徒指導という立場からその管理と指導の主体を明らかにした。
3. 生徒指導の中心となるHR管理、生徒心得、諸規程についても、考え方や具体的方法について新しい方針に基づいてまとめ、改正点を明らかにした。

以上述べたような生徒指導が円滑に行なえるようにするため新たに具体的に次の二つのことを今度実施に移つたい。

1. 教官日直日誌は毎日日直教官が記録後学事部長の机上へ。学事部長は翌朝目を通したうその日の日直教官にまわすようにしたい。
2. 従来あった中高別担任連絡会を強化、単なる連絡調整だけでなく生徒部長を中心に定期的に会合をもち、経過の交流、問題の発見、問題の解決の機会とするようにしたい。

2. 生徒指導の方針

中学校 「集団生活の中で自分を発展させ得る人間を育てる」

高等学校 「自らに対する厳しさのもてる人間を育てる」

上にあげた目標を達するために「他人の自由を尊重できる自主的な活動を伸ばしてゆけるように」生徒管理を行なう。

各学年の指導目標（中高共通）

第1学年 「新しい環境への積極的適応」

第2学年 「集団の中での個性の伸展」

第3学年 「3カ年の生活のまとめと新しい社会への準備」

3. 躰

下にあげるものは学校生活に必要な躰のうちで特に本校の生徒にとって欠けていると思われるもので、全教官が一致して生徒に徹底する。

- 礼儀（先生、来客への挨拶、言葉づかいに気を付ける）
- 環境整備（廊下を走らない、校舎内でボール遊びしたり、あばれたりしない）
- 所持品の管理（所持品、礼服等へ確実に記名、落としもの忘れものをしない、した場合の届出）
- 清潔・整頓（掃除をきれいにし、落ちていたゴミの拾えるような感覚をつける）

他に

- 遅刻をしない
- 無帽で登下校、外出をしない
- 早弁をしない

4. 規則

下にあげるものは特に本校独自の生活規則として全教官が一致して生徒に徹底する。

- 体育館へスリッパで入らない、校庭へスリッパで出ない
- 体育館用運動靴で校舎内・運動場へ出ない
- 業間放課、昼休みは原則として体育館を使用しない
- 舗装地区への革靴での立入り、ソフトボール、サッカー（授業外）をしない
- 玄関正面入口を生徒は使用しない（除休日）
- スリッパの記名、体育館用運動靴の赤色付け、カカトへの記名を確実にする
- 牛乳瓶の返却を確実にすること、返却箱への瓶の整理整頓を励行する
- クラブ活動終了後食べるために購入したパンは教室以外では食べない
- 屋上の手すりのついている段のうえにあがらない
- 犬走りを歩かない

5. 個人指導

下にあげるものは生徒心得その他校内、校外生活の規則であるが、これの徹底については十分な指導を行なうものとする。指導のしかたについては生徒の個性、学年、ものの考え方指導する教官の個性にもより、一律に規制するわけにはゆかないが、指導の方針については教官相互の共通理解が必要である。

- トランプ・しょうぎ等の娯楽用品の学校への持込
- クラブの個人所有の用具の貸借
- 外出時の服装
- 友人同志の金銭の貸借、物品の売買
- 大学生協の売店、食堂の利用
- 登下校時に飲食店への立入り、買喰い
- 印刷物の発行、校内外の集会、掲示
- 規程外の登校靴
- 友人同志の旅行、宿泊を必要とする旅行
- 登校、下校時刻
- 校舎、校具の破損
- その他生徒心得、服装規程、図書館規程、購売利用心得の違反

◎ 男女交際については

- ① 開放的な交際であること
- ② まわりの影響を考慮し得る交際であること
- ③ 双方の両親の了解のあること

を一つの枠と考え、これを超えたとと思われるものについて気付いたことを生徒部長に連絡、生徒部長は担任と連絡をとり指導を行う。

6. HRの管理・指導

- STとLTの指導については学習指導要領を参照のこと
- 授業の開始と終了
 1. 始業のチャイムで席につき、授業の用意をして、席につき、静かに先生を待つ
 2. 副室長（または当番）は授業の準備その他必要があれば始業前に先生と連絡をとる
 3. 室長（または当番）は「起立」「礼」「着席」「欠席者、事故者の番号氏名」の報告をする
 4. 始業の場の挨拶も同様
- 生徒当番の任務
 1. 出欠黒板の記入
 2. 学級日誌の記録
 3. 時間割変更その他伝達
 4. 授業の準備、連絡
 5. 昼食時の湯茶の世話
 6. 出席簿の整理
- 運動用具の貸出

HR、LT等のための校具の貸出しは担任の貸出願いによる

- 生徒用ロッカーの管理

スペアー鍵1個担任保管、貴重品の保管、施錠、記名、使用法の指導をする
- HR用貸出し傘の管理

保管、管理の確実、紛失破損についてはHRで責任をもって修理又は弁償する。
- 清掃

常に留意指導
- 下校時

消燈、戸締り、整頓の徹底
- 男女交際

HR、LTで録音テープ、特別講師等を利用して指導

7. 生徒管理としての届

- ◎ 届用紙の学事部にあるもの
 - ロッカー鍵の紛失と弁償
 - 校章、バッジの紛失による再購入
 - 保護者、保証人、生徒の住所、身分の変更
 - 長期欠席
 - 自転車通学の許可と許可証の交付
 - 校舎、校具の破損、紛失の弁償
 - 「学割」の発行願
 - 教室、校具の使用、借用願
- ◎ 届の用紙なきもの
 - 休日における運動場、校舎、校具の使用
 - 印刷物の発行、集会、掲示
 - 「特患」手続
 - 定期券の購入忘れ
- ◎ 休日出校簿、および休日緊急出校届

8. 指導と管理の主体の明確化

従来生徒指導においてその指導の主体が不明確なことが、指導の場に混乱を生じ管理の主体の不明確なことが指導の不統一を招いていたと思われる場面が少なくなかった。

この際の指導と管理の主体を確立することによって、生徒指導をより効果的にしたいと考えた。このことは生徒指導の特定の教官に押しつけ、他の教官はなにもしなくてもいいというような消極的な考え方のうえにたつものではなく、主体となる教官を中心として積極的に生徒指導をおしすすめようという考え方である。

生徒指導のための手続きと指導カードの活用

指導の対象となる生徒を発見した場合、できるだけすみやかに指導カードにその事項を記入し、そのカードを指導の主体となる教官に連絡する。指導カードシステムについては、すでに3年を経過、次第

にその効果をあげてきているので、今度はこのカードシステムの指導連絡の手段として取り上げ、指導結果の累積と指導次元の統一に役立てたい。

個々の指導事例についての指導と管理の主体

◎指導の主体

△管理の主体

		関係 教官	クラブ 顧問	教科 担任	図書 部	学事 部	生徒 部	校長 運営	学級 担任	カード の作成
生徒部	家裁関係事犯						△ ◎	◎	◎	。
	少年センター関係補導						△ ◎	◎	◎	。
	男女交際						△ ◎		◎	。
	飲食店への立入り, 買喰い						△ ◎		◎	。
	大学生協の売店, 食堂の利用						△ ◎		◎	。
	印刷物の発行, 集会, 掲示	◎					△ ◎			
	生徒会, 各種委員会クラブ	◎	◎		◎	◎	△ ◎			
	危険な遊び, いたづら						△ ◎		◎	。
	学習態度			◎						。
	成人同志の金銭, 物品貸借売買								◎	。
学事部	クラブの個人所有具の貸借り		◎				△			
	早 弁						△			
	娯楽用品の持込み						△		◎	。
	遅 刻					△				。
	登下校時刻	◎	◎			△			◎	
	校舎, 校具の破損	◎				△			◎	。
	下校時の消燈, 戸締り, 整頓					△			◎	
	旅 行					△ ◎			◎	
	規程外の登校靴					△			◎	。
	外出時の服装					△			◎	。
	無 帽					△				。
	服装規程違反					△			◎	。
	清 掃					△ ◎			◎	
	休日出校	◎	◎			△			◎	
	自転車通学規程違反					△			◎	。
	牛乳瓶の返却					△ ◎				
	購売の利用					△ ◎				
	盗 難					△			◎	。
	忘れもの			◎		△ ◎			◎	
出欠黒板							△	◎		
健康管理と安全					△ ◎			◎		
図書	図書館の規程違反				△ ◎					。

9. 生徒心得と解説

解説 ※ 改正, 追加

1. 諸 届

※イ, 保護者, 保証人, 生徒の住所, 身分などに変更があったときは, 一週間以内に学級担任にその旨届ける。

用紙は運委, 担任より運委へ提出, 環境調査表の書きかえを行う。

※ロ, 印刷物の発行, 校内外の集会, 掲示などを行う場合は生徒部に届ける。

事前に関係教官は指導を加える。印刷物は一部必ず生徒部長へ提出, 集会は書面によって生徒部長へ届ける。掲示物は生徒部で掲示許可印を受けてから所定の場所へ掲示する。

ハ, 次の場合は生徒手帳に所定事項を記入し, 学級担任に届け出る。

1. 遅刻・欠席 (事後なるべく早く)

始業予鈴, 中学 8 時 25 分, 高校 8 時 35 分以後の登校者を遅刻として取扱う。生活委遅刻取締り当番は遅刻生徒の生徒手帳を取り上げ, 記録のうえ学事部係教官に提出, 学事部より担任へまわす。始業後の遅刻者の生徒手帳は授業中の教官によって学事部へまわす。欠席者については当日中に必ず親と担任が連絡をとる。乗物の遅延証明は指導の場合考慮するが, 扱いとしては遅刻とする。

※2. 長期欠席 (1 週間以上 3 か月以内) 病気の場合は医師の診断書をそえる。

3 か月以上の場合は休学の対象となる。診断書は担任を通じて学事部へ提出する。

※3. 忌 引

期間は父母の場合 1 週間, 祖父母兄弟姉妹の場合 3 日間以内とする。

4. 早退, 欠課, 放課前に校外に出るとき (事前)
5. 異装 (事前, あるいは事後なるべく早く)
6. 県外及び宿泊を必要とする旅行 (事前)

友人同志だけの旅行については, 保護者と連絡, 十分に内容について検討, 指導する。

※7. 休日出校

2. 通 学

※イ, 登校は午前 7 時 40 分からとし, 中学は 8 時 25

分, 高校は 8 時 35 分の予鈴までには登校していること。

※ロ, 下校は 4 月～9 月 5 時 40 分 10 月～3 月 5 時 10 分 (但し 12 月のみ 4 時 40 分) までとする。

下校時刻後の校内残留は関係教官の監督下にある場合, 高校男子のみ 20 分以内において延長を認める。

※ハ, 休日に出勤しようとするものは事前届出と同時に出勤時受付にて休日出勤簿に所定事項を記入する。

緊急出校の必要が生じた場合には日直職員に申し出て緊急出校届を提出する。

休日出校については関係教官の許可, 校舎校具の使用についても許可を必要とする。緊急出校届の用紙は宿直室に用意する。

※ニ, 自転車で通学しようとするものは学事部の許可を受ける。

届の用紙は, 学事部, 自転車の記名, 施錠の励行を前提として木札の許可証を学事部より交付する。

3. 校舎, 校具の取扱い

イ, 校舎, 校具は大切に取扱い, もし破損, 紛失した場合は直ちに学級担任に届け出てその指示を受ける。

届 (始末書) 用紙学事部, 校舎, 校具の破損, 紛失については止むを得ない理由による以外は弁償を原則とし, その価格の $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{3}$ (300 円を限度とする) を弁償させる。弁償金額の査定は学事部長が行い, 届は弁償金と共に担任を通じて運委会計に提出する。

ロ, 校具を移動するときはあらかじめ関係教官の許可を受け使用後はもとの位置にもどす。

ハ, 校舎, 校具, 運動場などを特別な計画で使用する場合は, あらかじめ関係教官の許可を受ける。

4. 保 健

イ, 病気, けがのおきたときはただちに教官に申し出て保健室で手当てを受ける。

ロ, 名古屋大学医学部付属病院を利用するときは「特別官費患者診察」(略称特患)の手続を受けることができる。

特患は各種健康保険に加入していない者にのみ資格があり, 治療費が半額になる。その他には別に診察時間に特別扱いをしたり, 医師の特別扱いをされるようなことはない。

ハ, 定期健康診断および学校で行なう諸検査, 予防

接種等は必ず受ける。

5. 旅行

- イ, 学校行事以外の旅行を行う場合は保護者の同意を得ること。
- ロ, 「学校学生生徒旅行運賃割引証」(略称学割)の必要な場合は所定交付願を提出し, 利用することができる。

学割発行願用紙は学事部, 片道 100キロ以上の旅行につき全区間 2等運賃の 2割引き

10. 服装規定と解説

服装は本校生徒として, 品位を保ち, 華美にわたらないよう心掛けること。

1. 校章および学帽 (略)

校章は原則として 1人 1個とし, 紛失した場合は担任に申し出て届を提出して再購入の手続きをする。用紙は学事部

2. 制服 (略)

外出時も原則として制服, 制帽とし, 私服, 無帽外出は望ましくない。

3. 運動靴

※イ, 男子の夏服は白半袖ポロシャツ, 紺トレーニングパンツとする。(但し白短運動ズボンでもよい。)

ロ, (略)

※ハ, (裏青線入り)をトル

※ニ, 女子の夏服は白半袖ポロシャツ, 紺ショートパンツとする。

※ホ, 女子の冬服は上衣は白長袖ポロシャツを原則とし, ズボンは臍脂トレーニング・パンツとする。

運動服はすべて校内売店にて規定のものを販売する。

4. 履物

1. 通学靴は黒革靴を原則とする。

黒または白の運動靴でもよい。コンビ, 色もの, バックスキンその他学生靴らしからぬものは許可しない。

2. 校内履物はスリッパとし, 学年色別・学校指定のもの。

爪先部分に明りょうに記名, 校内売店にて規定のものを販売する。

3. 体育館用の運動靴は前を赤くぬり, 運動場用のものと区別する。

白運動靴の爪先部分全体をはっきり赤くぬる。カカト部分にはっきり記名する。

附 記

1. 夏服着用は 6月 1日から 9月 30日までとする。

切替時以後の一週間を調整期間とし, 夏服, 冬服いづれを着用してもよい。

- ※2. 男子は夏委休暇中, 学校指定の略帽を着用してもよい。

校内売店にて希望者に予約販売を行う。

11. 校内売店の利用規程と管理・指導

1. 利用の規程

ア, 牛乳の販売

1. 牛乳は牛乳券及び自動販売機によって販売する。
2. 牛乳券は 6枚綴りを 100円で常時売店で販売する。
3. 自動販売機は 1本 20円で販売する。
4. 昼食時のために牛乳の予約販売を行う。
5. 牛乳の販売時間は昼休みと放課後下校時刻までとする。
6. 牛乳券による販売は昼食のための予約販売は放課後から 3時半までとする。

イ, パンの販売

1. パンは昼食時売店前にて販売する。
2. 売れ残りは, 放課後から 3時半まで売店で販売する。

ウ, 学用品その他の物品の販売

1. 売店の開店時間は 2時限と 3時限, 3時限と 4時限, 昼休みパン販売終了後, 5時限と 6時限の間の放課の時間及び 6時限終了後から 3時半までとする。

2. 管理と指導

ア, 牛 乳

1. 予約販売は牛乳券によって行ない, 現金で行なわない。予約法は HRで券をまとめ, 2時限と 3時限, 3時限と 4時限の間の放課に売店へ申込み。
2. 予約の方が安い(1本約 17円)のだからできるだけ予約するよう。

リーダーシップの育成をねらった生徒の管理・指導

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 瓶の返却、回収を確実にする。返却箱へ瓶を整とんする。 | 5/27 生生徒指導についての会議
(問題の発見) |
| イ、パン | 5/30 生徒部, 学事部合同会議 (問題の整理) |
| 1. 購入にあたっては一律断行, 割込み禁止。 | 5/31 ディーン, 生徒部長, 学事部長三者会議
(指導方針案と資料の作製) |
| 2. できるだけつり銭のいらないよう。 | |
| 3. クラブ活動終了後, 教室においてパンを食べることを許可する。 | 6/ 3 生徒部, 学事部合同会議
(指導方針案の検討) |
| ウ, 厚生委員会 | 6/ 6 運委・部長会議 (指導方針案の検討) |
| 厚生委員会を校内売店の企画・運営にも参加させる。 | 6/ 7 ディーン, 生徒部長, 学事部長三者会議
(指導方針最終案作製) |
| 利用規程が自主的に守れるよう委員会で考えさせる。 | 6/10 全教官に指導方針案及資料配布
(指導方針案の検討) |
| これまでの経過 | 6/13 教官会議 (指導方針案の審議) |